

JPRS-ADVRPT-2006001
2006年12月21日

株式会社日本レジストリサービス
代表取締役社長 東田 幸樹 殿

JPドメイン名諮問委員会
委員長 後藤 滋樹

答申書

属性型・地域型JPドメイン名での組織の合併時等における1組織1ドメイン名の原則の適用についての諮問書(JPRS-ADV-2006001)について答申致します。

主文

属性型・地域型JPドメイン名では、1つの組織が登録できるドメイン名の数は1つまでという制限（1組織1ドメイン名の原則）を設けているが、例外として、企業合併などにより、既にドメイン名を登録している組織同士が合併して1つの組織となる際には、合併後も、登録していた複数のドメイン名を6ヶ月間併用することとしている。

併用期間については、現在の社会状況の中で、ドメイン名の登録者と、そのドメイン名にアクセスするユーザの利便性と安全性を考慮すると、現状より長い年単位での期間を適用できるようにすることが望ましい。この、1組織1ドメイン名への移行のために必要な期間は、あらかじめ一律に定められる性質のものではないため、基準を定めた上で、必要に応じて期間を延長するなどの適切な対処が必要である。

ただし、併用期間はあくまで1組織1ドメイン名原則の例外であり、その適用対象は公平かつ中立な立場で明確に定められなければならない。したがって、組織の合併等、その事実が客観的かつ公に確認できるものに限ることが望ましい。

なお、組織のあり方などは社会情勢に応じて変化していくものであり、1組織1ドメイン名の原則を含め、JPドメイン名の制度・規則も、社会の要請に適合していくことが必要である。

理由

属性型・地域型JPドメイン名では、原則として、1つの組織が登録できるドメイン名の数は1つまでという制限を設けている。これは、特定の組織によりインターネット資源としてのドメイン名が独占的に登録されることを避けることを目的としている。また、この1組織1ドメイン名の原則は、自組織が登録・使用する1つのドメイン名以外のドメイン名登録ができないことから、サイバースクワッティングなどの悪意ある行為を抑制することに役立っており、属性型・地域型JPドメイン名の信頼性

の向上にも寄与している。

この原則の下、企業合併などにより、既に属性型・地域型JPドメイン名を登録している組織同士が合併して1つの組織となる際には、1つを残して、他のドメイン名を廃止することで1組織1ドメイン名に適合させることとしている。ただし、この際には、合併後も6ヶ月間を原則として、登録していた複数のドメイン名を併用できる期間を1組織1ドメイン名の例外として設けている。

併用期間は、1組織1ドメイン名への円滑な移行を行うことができるようにするために設けたものである。しかし、企業におけるドメイン名を用いたインターネット上の活動は拡大と多様化の一途をたどり、さらに、大規模な企業の合併やグループ統合に見られるように組織のあり方についても多様性・柔軟性が高くなってきている。このような社会状況の中、1組織1ドメイン名への移行は企業の中枢を担うシステムや業務の変更に及ぶこと多くなっており、周到な準備と長い移行期間が必要であるとして、併用期間の延長が求められている。

また、単にドメイン名の登録者が1組織1ドメイン名への移行のために必要とする期間だけでなく、そのドメイン名にアクセスしていたユーザへの影響も考慮する必要がある。特に最近では、廃止されたドメイン名が第三者により再登録された後に広告サイトとなって利用者の混乱を招いたり、サイバースクワッティングに類する悪意ある行為やフィッシング等による深刻な利用者被害が発生していることが、海外の事例として報告されており、将来的には日本においても危惧されるところである。このような被害を防ぐためには、ユーザがその利用停止を十分に認識して誤ったアクセスを行わないよう、利用しなくなったドメイン名にアクセスした際にメッセージを表示するなどの、ユーザへの周知期間が必要である。

1組織1ドメイン名は先に述べたとおり属性型・地域型JPドメイン名における重要な原則であるが、ユーザの混乱を引き起こしたり、企業などの組織活動を妨げることのないよう配慮された運用が行われることもまた必要である。この点から、組織の合併時等においては、1組織1ドメイン名の例外として、ドメイン名を併用することができる期間をおくことが必要であり、またその期間も、現在の社会状況の中では6ヶ月を原則とする現状の規定では短いものと考えられ、年単位での併用を可能とすることが望ましい。

1組織1ドメイン名への移行のために必要な期間は、個別の事例ごとに規模や背景などが異なるためにあらかじめ一律に定められるものではない。これまでのサービス提供の中で得られた事例の蓄積をもとに、併用期間の基準となる長さを定めることは必要であるが、個別の事例に対応できるよう、期間を延長するなどの適切な対処が行えるようにしておくことが必要である。

ただし、併用期間はあくまで1組織1ドメイン名原則の例外であり、その適用対象は公平かつ中立な立場で明確に定められなければならない。したがって、組織の合併等、その事実が客観的かつ公に確認できるものに限ることが望ましい。

登録者の認識不足により、1組織1ドメイン名への移行のための準備が事前に行われず、結果として長い併用期間を要する、ということは望ましくない。ドメイン名の移行が必要となる場合には、登録者の責任として事前の準備が行われるべきである。この点については、ドメイン名の原則・制度に関する周知活動が課題となる。

最後に、組織のあり方などは社会情勢に応じて変化していくものであり、1組織1ドメイン名の原則を含め、JPドメイン名の制度・規則も、社会の要請に適合していくことが必要である。

以上